

資料 1 公益通報者保護法2025年改正を受けて

2025. 9月議会 質問資料

17番議員 田中紀子

大綱 1 中項目(1) 小項目①

A) 木更津市の内部通報・外部通報の処理に関する要綱

	木更津市内部通報等の処理に関する要綱	木更津市外部通報の処理に関する要綱
制定	平成 18 年3月 31 日	平成 21 年4月1日に制定
改正による施行		平成 22 年4月1日から施行 平成 26 年7月1日から施行 令和5年4月1日から施行
だれが通報	地方公務員法に規定する一般職に属する木更津市の職員	労働基準法に基づく労働者
所管・窓口	総務部職員課	市民協働部地域共生推進課

B) 木更津市内部通報等の処理に関する要綱

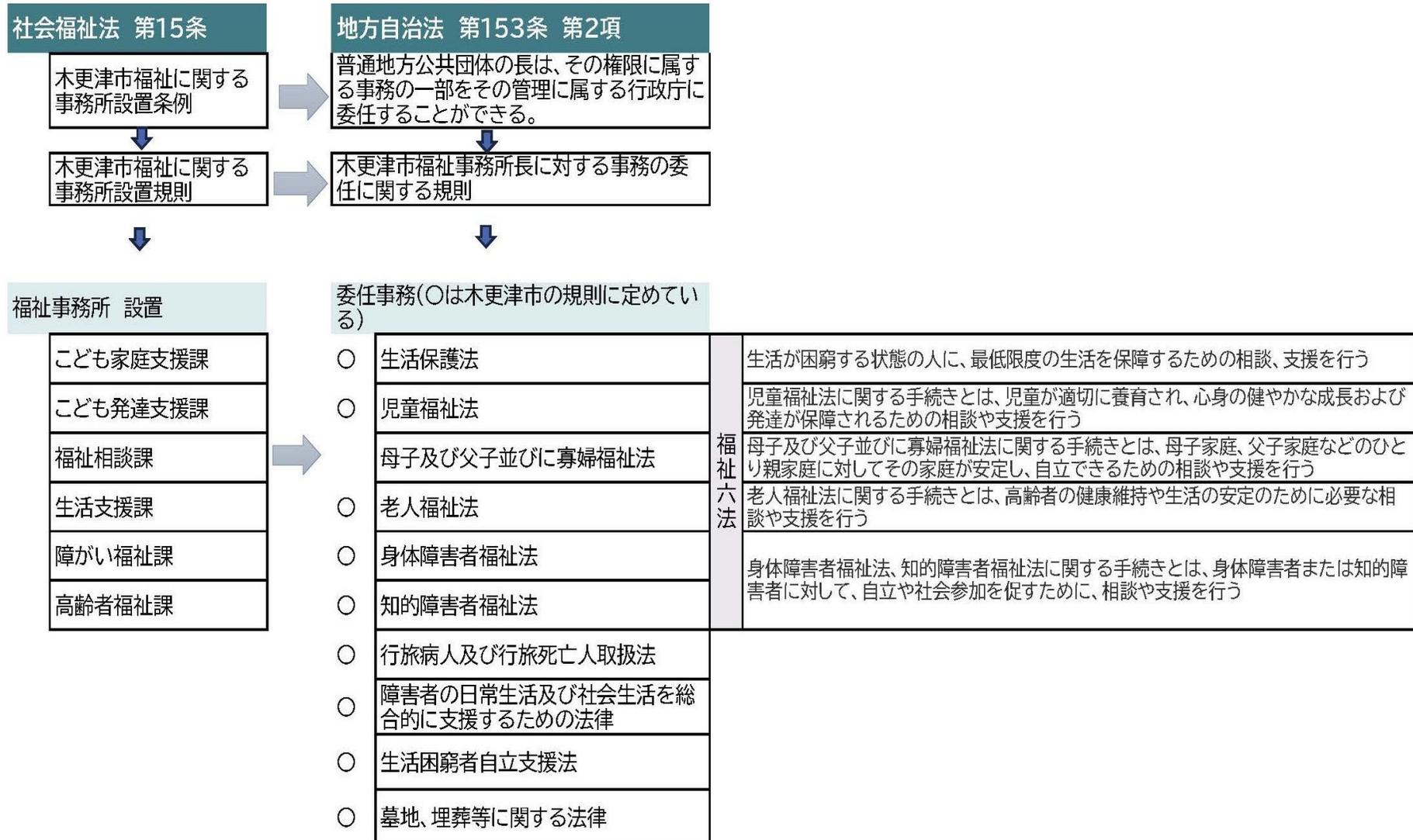
<p>第5条 (相談窓口による受付等)</p> <p>担当は、内部通報等を受けたときは、内部通報等をした職員の内部通報等の内容等を把握しなければならない。</p> <p>2 担当は、前項の内部通報等を受付表に記入し、速やかに市長へ報告しなければならない。</p>
<p>第6条 (通報等の調査)</p> <p>市長は、前条第2項の報告があった場合は、調査の要否を判断し、調査をする旨の判断をしたときは、担当に調査をさせることができる。</p>

資料 2 福祉六法と福祉事務所の関係

2025年9月議会 質問資料

17番議員 田中紀子

大綱 2 中項目(1) 小項目④



資料3 視聴覚教材等の貸出状況

4市間での木更津市の利用割合		R1	R2	R3	R4	R5	
木更津市	教材	16ミリフィルム	67.3%	100.0%	-	100.0%	92.9%
		ビデオテープ	-	-	-	-	-
		DVD	78.9%	91.1%	58.3%	87.5%	90.5%
		合計	76.8%	93.3%	58.3%	88.9%	90.7%
	機材	16ミリ映写機	78.6%	100.0%	100.0%	80.0%	50.0%
		OHP	33.3%	-	100.0%	100.0%	-
		ビデオプロジェクター	96.2%	93.9%	100.0%	97.8%	95.8%
		ワイアレスアンプ	98.1%	100.0%	96.9%	99.3%	100.0%
		スクリーン	89.7%	93.8%	100.0%	96.4%	92.6%
		ビデオデッキ	100.0%	100.0%	-	-	-
		書画カメラ	100.0%	-	-	-	-
		マイクスタンド	-	-	100.0%	100.0%	100.0%
		合計	94.2%	96.8%	98.4%	98.3%	97.7%

視聴覚教材使用登録団体一覧

	木更津	君津	富津	袖ヶ浦	その他	合計
保育園・こども園	8	2	1	0	0	11
幼稚園	8	0	0	0	0	8
学童クラブ	14	1	0	2	0	17
公民館・市民会館	11	4	0	1	0	16
小学校	6	1	0	0	0	7
中学校・高等学校等	2	0	0	0	0	2
公共団体	7	3	1	0	0	11
一般	19	2	2	0	0	23
合計	75	13	4	3	0	95

		R1	R2	R3	R4	R5	R6	
木更津市	教材	16ミリフィルム	37	40	0	16	13	8
		ビデオテープ	0	0	0	0	0	0
		DVD	191	112	7	112	143	79
		合計	228	152	7	128	156	87
	機材	16ミリ映写機	11	3	3	4	2	2
		OHP	1	0	45	1	0	1
		ビデオプロジェクター	76	31	6	44	68	40
		ワイアレスアンプ	101	42	95	147	189	149
		スクリーン	35	15	25	27	25	23
		ビデオデッキ	2	1	0	0	0	0
		書画カメラ	1	0	0	0	0	0
		マイクスタンド			9	9	20	15
		合計	227	92	183	232	304	230
		君津市	教材	16ミリフィルム	9	0	0	0
ビデオテープ	0			0	0	0	0	0
DVD	33			8	5	11	13	12
合計	42			8	5	11	14	19
機材	16ミリ映写機		2	0	0	0	2	2
	OHP		0	0	0	0	0	0
	ビデオプロジェクター		2	2	0	1	3	3
	ワイアレスアンプ		2	0	3	1	0	0
	スクリーン		2	1	0	1	2	3
	ビデオデッキ		0	0	0	0	0	0
	書画カメラ		0	0	0	0	0	0
	マイクスタンド				0	0	0	0
	合計		8	3	3	3	7	8
	富津市		教材	16ミリフィルム	9	0	0	0
ビデオテープ		0		0	0	0	0	0
DVD		2		0	0	5	1	20
合計		11		0	0	5	1	20
機材		16ミリ映写機	1	0	0	1	0	0
		OHP	0	0	0	0	0	0
		ビデオプロジェクター	1	0	0	0	0	5
		ワイアレスアンプ	0	0	0	0	0	0
		スクリーン	2	0	0	0	0	0
		ビデオデッキ	0	0	0	0	0	0
		書画カメラ	0	0	0	0	0	0
		マイクスタンド			0	0	0	0
		合計	4	0	0	1	0	5
		袖ヶ浦市	教材	16ミリフィルム	0	0	0	0
ビデオテープ	0			0	0	0	0	0
DVD	16			3	0	0	1	0
合計	16			3	0	0	1	0
機材	16ミリ映写機		0	0	0	0	0	0
	OHP		2	0	0	0	0	0
	ビデオプロジェクター		0	0	0	0	0	0
	ワイアレスアンプ		0	0	0	0	0	0
	スクリーン		0	0	0	0	0	0
	ビデオデッキ		0	0	0	0	0	0
	書画カメラ		0	0	0	0	0	0
	マイクスタンド				0	0	0	0
	合計		2	0	0	0	0	0

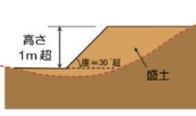
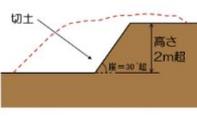
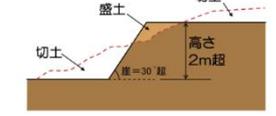
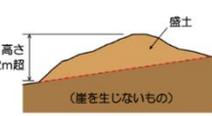
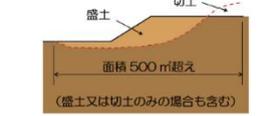
資料 4 盛土規制法で規制の対象となる行為

規制の対象となる行為

千葉県宅地造成等工事規制区域指定後に、下記の盛土等を行う場合は、あらかじめ千葉県知事の許可が必要となります。

<土地の形質の変更(盛土・切土)>

(例) 宅地造成、残土処分場、太陽光発電施設の設置のための盛土・切土 等

<p>①盛土で高さが1m超の崖を生ずるもの</p>	<p>②切土で高さが2m超の崖を生ずるもの</p>	<p>③盛土と切土を同時に行い、高さが2m超の崖を生ずるもの(①②を除く)</p>	<p>④盛土で高さが2m超となるもの(①③を除く)</p>	<p>⑤盛土又は切土をする土地の面積が500㎡超、かつ、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高差が一部でも30cm超となるもの(①～④を除く)</p>
				

(注意)「崖」とは、地表面に対し 30 度を超える角度をなす土地で、硬岩盤(風化の著しいものを除く)以外のものをいいます。

<一時的な土石の堆積>

(例) 土石のストックヤードにおける仮置き 等

<p>⑥最大時に堆積する高さが2m超かつ面積が300㎡超となるもの</p>	<p>⑦最大時に堆積する面積が500㎡超、かつ、地盤面と土石の表面との標高差が一部でも30cm超となるもの</p>
	

<適用除外となる行為>

道路、公園、河川等の公共施設用地内で行われる盛土等(法第 2 条、政令第 2 条、省令第 1 条)については、盛土規制法は適用されません。

また、災害の発生のおそれがないと認められる工事(政令第 5 条、省令第 8 条)は、盛土規制法に基づく許可手続きが不要となります。

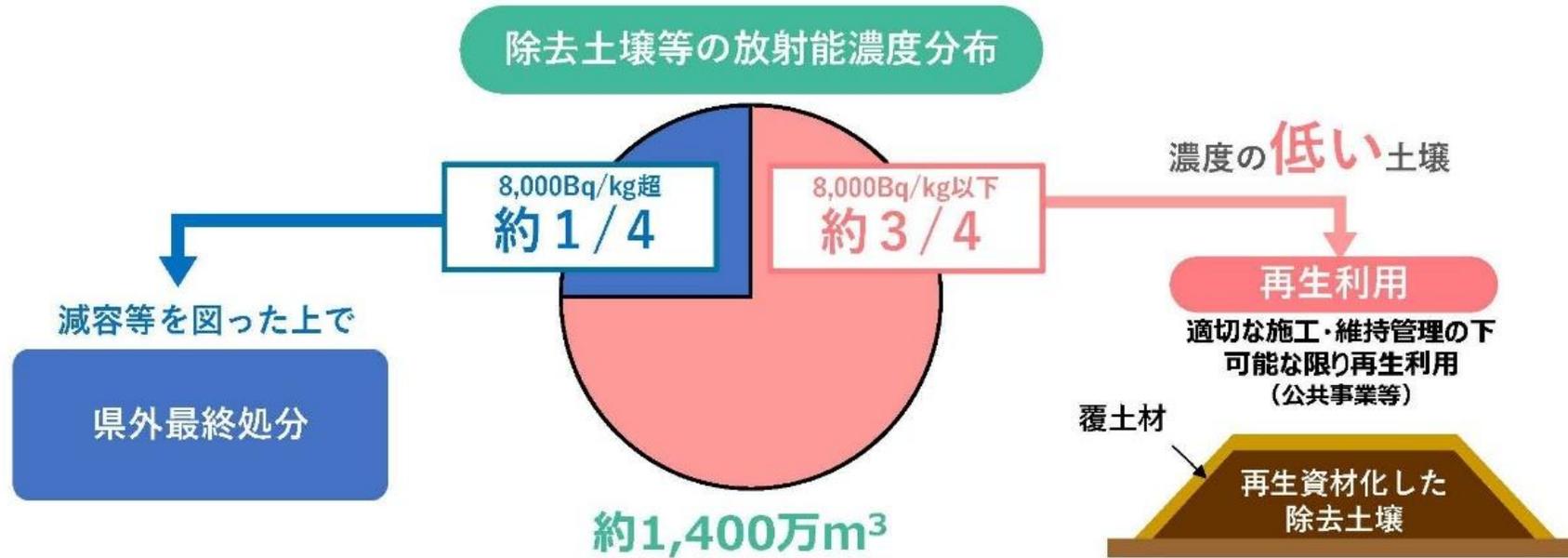
(例)

砂利採取法による認可を受けた工事

国、地方公共団体等が非常災害のために必要な応急措置として行う工事

工事の施行に付随して行われるものであって、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に一時的に堆積するもの など

資料 5 除去土壌等の放射能濃度分布



出典 環境省 福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に に向けた再生利用等の取組状況について